

# 川越 igo まち倶楽部 規約

(名称)

第1条 この会は、川越 igo まち倶楽部（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、デザイン工房きら（川越市中台元町2-7-12）に置く。

(目的)

第3条 本会は、日本の伝統文化である囲碁を幅広い年齢層に普及するとともに、囲碁を通じて地域の活性化（まちづくり）に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 「川越囲碁まつり」の開催
- (2) 囲碁愛好家に加え、子ども・若者・女性に対する囲碁普及活動
- (3) 川越市民文化祭への参加
- (4) 会員相互の親睦と交流、棋力の向上
- (5) 会員への電子メールによる以下の情報提供
  - ① 囲碁関連情報（川越囲碁まつり、日本棋院からの情報など）
  - ② 川越関連情報（観光情報、イベント情報など）
  - ③ その他の情報（提携農園情報など）
- (6) ホームページの運営
- (7) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同し、入会を希望する者とする。

2 会員は個人会員（愛称「igo まちメイト」）、法人会員及び特別会員とする。

3 会員期間は、入会日の属する年度の末日までとする。

(入会金)

第6条 個人会員として新たに入会する者は、入会金1,000円を納めなければならない。

(年会費)

第7条 本会の年会費は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 2,000円
- (2) 法人会員 1口10,000円
- (3) 特別会員 1口10,000円

2 10月から翌年3月に入会した者の年会費は、前項に規定する金額の半額とする。

(会員の特典)

第8条 会員は以下の特典を受けることができる。

- (1) 「川越囲碁まつり」への優先参加及び参加費割引
- (2) メールマガジンによる情報提供
- (3) 提携農園における収穫体験への優先参加及び参加費割引
- (4) 法人会員及び特別会員の場合は、ホームページへの企業名または個人名掲載

(役員)

第9条 本会には以下の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

(役員を選任)

第10条 理事及び監事は、会員の中から選出する。

- 2 会長は理事の互選により選出する。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(役員職務)

第11条 会長は本会を代表し、本会の運営に関する一切の責任を負う。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、本会の事業を分担し、その推進を図る。
- 4 監事は、会計その他の事務を監査する。

(役員任期)

第12条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(顧問)

第13条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、必要に応じて会長が委嘱する。

(総会)

第14条 総会は年1回開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告の承認
- (2) 事業計画及び予算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 規約の改廃
- (5) その他必要な事項

2 総会は会長がこれを招集し、その議長となる。

3 会長は、役員会での議決または会員過半数以上の要請により臨時総会を召集開催することができる。

(役員会)

第15条 役員会は第9条で規定する役員で構成し、随時本会の運営に関する事項について審議する。

(議決)

第16条 事案の議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところとする。

(事務局)

第17条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長1名及び運営委員若干名を置く。
- 3 事務局長は理事のうち1名が兼務し、本会の事務全般の統括及び関係団体等との連絡調整にあたり、運営委員はこれを補佐する。

(経費の支弁)

第18条 本会の経費は、入会金、年会費、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

附則

本規約は、平成24年11月1日から施行する。

本会の設立時の役員等は、以下のとおりとする。

会長	関口一郎
副会長	水村圭司
理事	赤松岳、乾 弘明、加藤公男、齋藤喜以子、渡辺圭一（五十音順）
監事	中村裕司
顧問	大澤完治、木谷正道、糸原恒久、小山 孝（五十音順）
事務局長	齋藤喜以子
運営委員	木村昭司、中村裕司、増渕勝人（五十音順）

附則

本規約は、平成26年6月21日から施行する。